

地域福祉の
新たな担い手!

市民後見人に

なりませんか?



成年後見制度は、認知症や知的・精神障害等で判断能力が不十分になり、本人だけでは契約や財産の管理が難しい方の権利を守り、自分らしく安心して暮らせるように支援するしくみです。ご本人の判断能力の程度や必要とする支援内容によって、「成年後見人」「保佐人」「補助人」（以下、「成年後見人等」という）が選任されます。「成年後見人等」には、親族や、弁護士や社会福祉士などの専門職、社会福祉法人やNPO法人といった法人が選任されますが、近年、成年後見制度の普及が進むに伴い、後見人不足が懸念されています。

こうした中、地域福祉の新たな担い手として期待されているのが、親族でも、専門職でもない市民が本人に寄り添い支援する「**市民後見人**」です!

北九州市で市民後見人になるためには、「社会貢献型市民後見人養成講座」を全課程受講し、「市民後見人候補者名簿」に登録することが必要です。



社会貢献型市民後見人養成講座 概要



公開講座・基礎編（奇数年度） + 実務編（偶数年度）

奇数年度 10月 公開講座・募集説明・オリエンテーション

11月 1次選考(申込書・作文)

12月 2次選考(面接)

1~3月 隔週土曜日 5日間 基礎編

偶数年度 7~10月 隔週土曜日 6日間、平日3日間 実務編



~~カリキュラム概要~~

基礎編
5日間

・奇数年度 1~3月

隔週土曜日

・9:00~16:30

地域福祉・権利擁護の理念

成年後見制度／基本的な視点と法の理念

高齢者・障害者の理解と対応

介護保険制度・生活保護制度の理解

年金と医療保険制度の概要

民法の基礎／家族法・財産法

実務編
9日間

・偶数年度 7~10月

隔週土曜日 6日間、平日 3日間

・9:00~16:30

成年後見人の実務

医療・福祉サービスや施設の理解

家庭裁判所の役割と実際

対人援助の基礎

事例検討・グループワーク

施設見学・同行実習

全課程修了後は…

- ①「市民後見人候補者名簿」に登録して、後見人等の選任を待つ
 - ② 権利擁護・市民後見センターの支援員として活動する(採用要件あり)
- ①、②両方希望する、両方希望しない、ということも可能です!

よくある質問

Q1 講座を修了したら、必ず市民後見人になれるですか?

A1 家庭裁判所が選任するため、必ずなれるわけではありません。

Q2 市民後見人に興味はありますが、自分にできるか自信がありません。

A2 講座を修了した時点で市民後見人候補者として登録するかどうかを選べます。

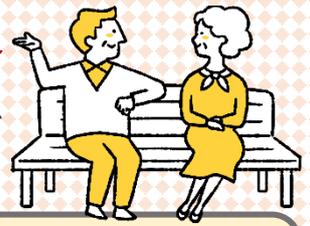
権利擁護・市民後見センターの支援員として活動しながら経験を積むこともできますし(採用要件あり)、ご自身の将来のために知識を習得したいという方も歓迎です。



市民目線で寄り添い支援する

～地域福祉の新たな担い手！市民後見人の活動とは？～

市民後見人の活動実態に迫るべく、福岡県内で2人目の市民後見人に選任された安永さんにお話をお聞きしました。



安永 晴美 さん

いつもおしとやかな安永さん。取材は苦手とおっしゃいますが、「私の話が役に立つのなら。」とお話をしてくださいました。

安永さんは第2期(平成20～21年度実施)の「社会貢献型市民後見人養成講座」を受講したのち、「市民後見人候補者名簿」に登録すると同時に、平成22年度から29年度まで、権利擁護・市民後見センターの支援員として活動されていました。

支援員として定年を迎えるタイミングで、市民後見人に選任されました。

地域の役に立ちたい

Q 養成講座を受講したきっかけを教えてください。

A 私は退職まで仕事だけを考えてきたので、退職後はお世話になった地域のために活動したいと考えていました。しかし何が出来るかわからず悩んでいた時、市政だよりの「第2期市民後見人養成講座」の募集記事がふと目に留まりました。法律は詳しくなく成年後見制度もあまり知りませんが、「地域の役に立てるのなら」と思い応募してみました。

市民後見人に選ばれて

Q 市民後見人に選任されたときはどんな気持ちでしたか？

A 養成講座の修了後は「らいと」の支援員として活動する中で色々な経験をして、多くの知識を身につけました。そして支援員の引退後に市民後見人に選任されたのですが、選任当初は市民後見人として活動できるのかとても不安でした。しかし実際に選任してみると、わからないことはすぐに「らいと」に相談でき、市民後見人の先輩もいたので安心して活動できています。まあ、市民後見人の候補者名簿に登録した時からある程度は覚悟していたこともありすけどね(笑)。

限られた時間で本人を知る

Q 日頃はどのような活動をされていますか？

A 実は、新型コロナウイルス感染症の影響や本人に特段変化が無いことから、まだ市民後見人の仕事としては定期訪問や家庭裁判所への報告しかできていません。本人は障害があり施設に入所されている60代の方なのですが、親族との関わりが薄いためなるべく私が毎月訪問したいと考えています。しかしコロナ禍で施設の面会時間が15分と限られているので、その限られた時間の中で「どうしたらより多く本人の事を知ることができるか」

を常に考え工夫しています。

例えば本人は穏やかで小声で話すタイプのため、発言が理解しづらいこともあります。しかし「わからない」と言ったり、もう1度聞き返したりすると「この人には話したくない。」と感じることもあると思うので、本人が一生懸命話そうとしてくれているときは「理解しているよ、わかっているよ」という気持ちを伝えて、安心して話してもらうようにしています。



今後の活動について専門員と確認する安永さん

心温まる瞬間

Q 活動をしていて印象的だったことはありますか？

A 初対面の時はあまり話はしてもらえませんでした。訪問を重ねるうちに話しかけると答えてもらえるようになりました。そんな中、ある日面会に行くとニコッと笑って「外には花が咲いている？」と、私が話しかけるより先に本人から話しかけてくれました。その時はとても驚いて、私が行くのを待っていて何を聞こうか準備してくれていたのかと思うととても嬉しくて、訪問して本当によかったと思いました。私の本人を理解したい気持ちが伝わっていた気がしました。本人も私と話をしたいと思っていてくれたと感じました。

利用者本人のため日々模索

Q これからどのように利用者本人を支援していきたいですか？

A 本人ができるだけいい環境で暮らせるように本人の要望を施設に伝える等、少しでも力になりたいと思います。まだ信頼関係を深める段階のため、新型コロナウイルス感染症が落ち着いたら、本人とたくさん話をして何が好きか嫌いか、何ができてどんなことで困るのかなど、本人の理解を更に深めていくつもりです。

また法人後見人や専門職後見人ではなく、市民後見人だからこそ出来ることは必ずあります。今はそれを模索中ですが、本人に寄り添いよく知ることでよりきめ細かな支援ができると思うので、これからも本人のため、そして地域のためを考えながら活動したいと思っています。